

監 査 報 告 書

学校法人 日本工業大学

理 事 会 御 中

評議員会 御 中

私たちは、学校法人日本工業大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人日本工業大学寄附行為第11条の2第1号及び第2号の規定に基づき、同法人の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。監査を実施するにあたり「学校法人日本工業大学監事監査規程、同細則」に準拠しました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法

監査の方法は、理事会及び評議員会その他主要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、また重要な書類等を閲覧するなどして、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査結果

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。また学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

平成30年5月24日

学校法人 日本工業大学

監 事

渡邊 正道 

(渡邊 正道)

監 事

土井 嘉豊 

(土井 嘉豊)

監 事

大島 敏正 

(大島 敏正)